

様式第1号（第8条関係）

湖南省ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

湖南省長 あて

申請者氏名

㊞

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

(1)氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
	個人番号		
(2)住所	(〒 -) 湖南省	電話 () -	
(3)教育訓練施設の名称			
(4)教育訓練講座の名称			
(5)教育訓練の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (受講開始日)		
(6)所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円	合計額	円
(7)公共職業安定所の教育訓練給付受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格がある・ない		
(8)過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある・ない		
(9)申請者と生計を一にする子の氏名等 (注6参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
	個人番号		
	住所(別居の場合) (〒 -)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当する・しない。		
(備考)	児童扶養手当証書番号		

自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定および受給要件を審査するために、所得等の課税台帳、住民基本台帳について、湖南省子ども政策課の職員が閲覧することに同意します。

申請者氏名

㊞

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料および受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。）
- 2 支給する額は、入学料および受講料の合計額の6割相当額（上限20万円）です。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、速やかに別紙「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業指定訓練講座受講中止届」を提出してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講終了日の翌日から30日以内に、改めて「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。
- 7 「(9)申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）